#### 7 確かな連携のために

(1)保育所・幼稚園・認定こども園と小学校の連携活動の充実

保育所、幼稚園、認定こども園は、保育指針、教育要領、教育・保育要領において、また、小学校も学習指導要領において、幼児教育との小学校教育との円滑な接続のため、互いに連携・交流の機会を積極的に設けるようにすると明記されています。

「乳幼児教育ビジョン」基本方針「2保育所・幼稚園・認定こども園と小学校、中学校の連携の充実(2)乳幼児期の学びと育ちをつなぐ連携活動の充実」の中でも、以下のことを示しています。

保育所・幼稚園・認定こども園、小学校の連携には、それぞれの経験と育ちを知り、滑らかな段差にして「子どもの育ちをつなげる」ために、互いにねらいを持ち、学びのある「互恵性のある連携活動にする」、保育者と教員等が互いの教育を理解し合い、「乳幼児教育と学校教育をつなげる」ように取り組みます。

幼児期から児童期にかけての接続期は、その発達を理解した上で、個人差に配慮し、それぞれの子どもの育ちを基本としてつなげる必要があります。

保育所では「保育所児童保育要録」、幼稚園では「幼稚園幼児指導要録」、認定こども園では「幼保連携型認定こども園園児指導要録」(以下、要録という)を小学校へ送付し、子どもがどのように育ってきたか、どのような経験をしてきたか、など一人ひとりの育ちや経験をつなぎます。

また、子どもにとって小学校へ行くことは、不安や戸惑いもありますが、期待も大きいものです。小学校と保育所・幼稚園・認定こども園の学び方の違い(遊びの中の学びから教科学習、緩やかな生活から時間で区切られる授業等)からくる不安を解消するため、その段差を小さくする必要があります。また、保育所・幼稚園・認定こども園で年長児として活躍してきた子どもたちが1年生になった途端、できないことを前提として、最年少として扱われるという段差も解消するべきです。

しかし、段差は全くない方がよいのではなく、新しい環境への期待や「自分は大きくなったんだ」という自覚を大切にし、**乳幼児期につけた力が発揮できるゆるやかな段差**は必要です。小学校の先取りでもなく、保育所・幼稚園・認定こども園の延長でもない、子どもの発達に合わせたゆるやかな段差になるよう取り組みます。

5歳児から1年生までの接続期においては、その段差が高すぎることもなく、低すぎることもなくゆるやかな段差となり、期待と喜びを持って小学校へと接続できるよう、本カリキュラムの中では、年間を通じて連携活動が各連携協力園・校で行えるよう年間計画の作成を進めています。各連携協力園・校の計画の中に連携活動が位置付けられ、単発ではなく継続し、互恵性のある質の高い連携活動になるよう推進します。

#### 【保幼小連携活動の推進のために】

- ◎各協力園・校に「保幼小連携担当」を置き、連絡・調整を行う。
- ②4月には、各協力園・校同士で連携活動年間計画を作成する。実施後、評価も行う。
- ◎それぞれの協力園・校の保育者・教員が、互いの乳幼児教育・教育を知るために見学に行く等、互いに行き来する(1時間だけ見る、小学校の夏休みに保育体験、打ち合わせを園・校の両方でも実施する等の工夫をする)。
- ◎保育者・教員による連携活動の事前の打ち合わせも重要だが、振り返りは最も重要であり、次の活動に向けた話し合いの場でもある。子どもの姿を共有し、それぞれのねらいが達成できるように環境、援助(指導)の方法などを検討する。
- ◎連携活動の記録(写真、子どもの言葉、子ども自身の描いた絵や文等)を取ることで、 保育者・教員の振り返りにもなり、次年度への引き継ぎにもなる。

# 参考記入例

※記載してあります年間計画は一例ですので、連携園・校ごとに年間計画を作成してください。

# 保幼小連携活動年間計画「まいづるカリキュラム 015」

○○ 園 ○○小学校

# 連携協力園・校で年間を通じて連携していくための計画様式

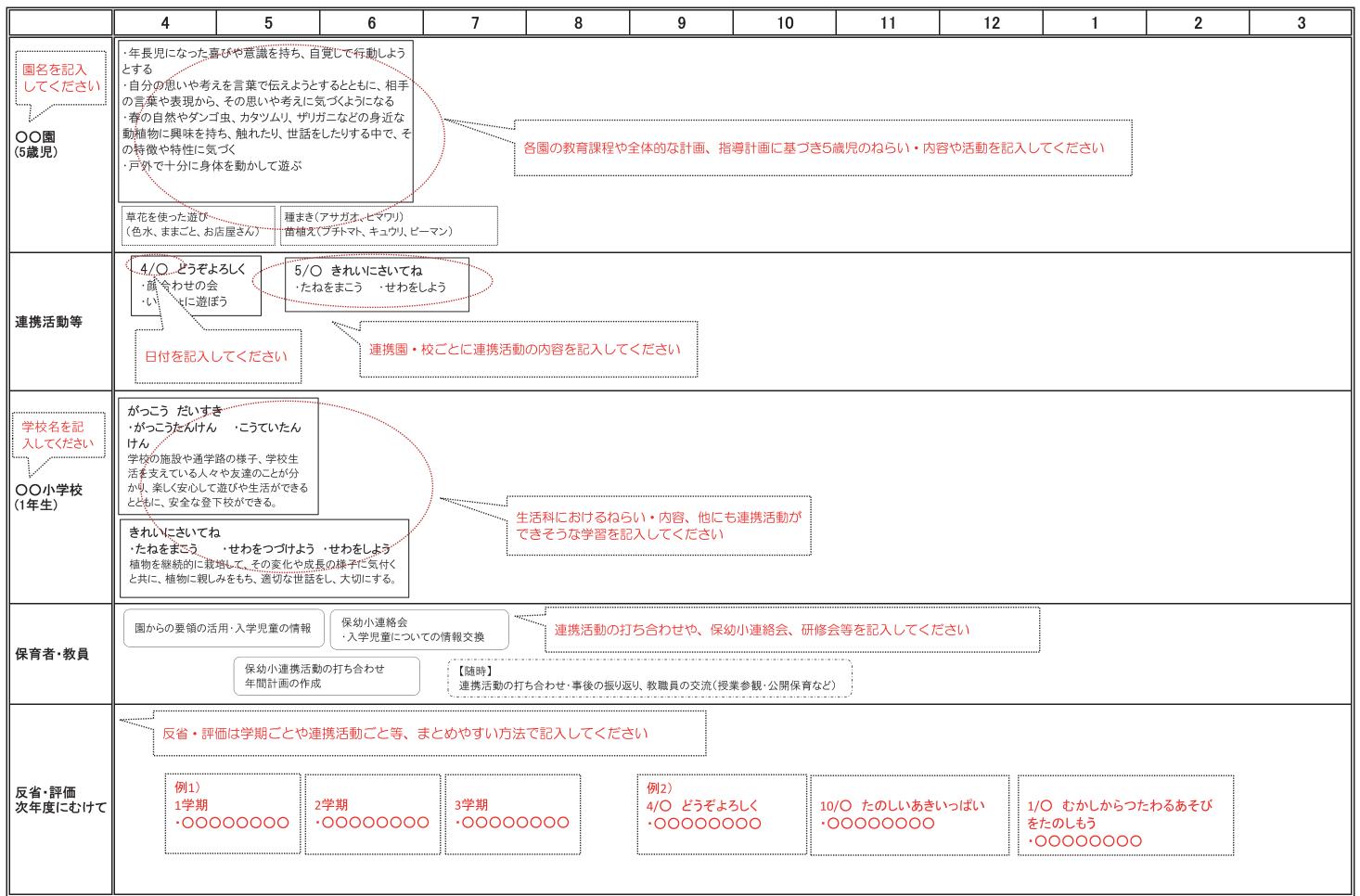
(E) (M) (7) (E)	校で午间を通して			17-4	-					<u> </u>		10				
	4	5	6		/	8	9		10		11	12		1	2	3
〇〇園 5歳児)	<ul> <li>・年長児になった喜びとする</li> <li>・自分の思いや考えるの言葉や表現から、・春の自然やダンゴロ動植物に興味を持ちの特徴や特性に気つ・戸外で十分に身体</li> <li>草花を使った遊び(色水、ままごと、お屋</li> </ul>	を言葉で伝え その思いや考 も、カタツムリ ら、触れたり、 うく を動かして遊	ようとするとともに、 きえに気づくようにな 、ザリガニなどの身 世話をしたりする中	. 相手 はる が で、そ し マワリ)	動を楽しむ ・自分の思いや考えり、思いを受け入れた。・水、砂、泥、泡など不思議さを感じたり、しむ	って考えたり、試したり」を言葉で伝え合う中でたりするようになるでの素材や身近な自然での特性、特徴をいったの特性、特徴をいったの特性、特徴をいったが、深く、沈む等の理の遊び(樋遊び、川作り、	で、友だちの話に触れ、そのかしながら遊ぶ コーニー・ 現象を感じられ プール)	を聞いた 面白さや ことを楽	る充実感を明・友だちと考え生活をすすが・ルールのあ・ドングリ、マッ味を持ち、遊	まわう えを出し合っ かていく楽しさ る遊びを自分 ソボックリ、落 びに取り入れ	たり、話合っきを味わう 分達で進める 落ち葉などの れて楽しむ れて楽しむ 本の実、落 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	協力し合ってったりしながら、 ることを楽しむ 身近な秋の自 	遊びや 然に興 	・就学への期待や喜び ・一人一人が力を出しながらやり遂げていく ・雪、氷、霜などの冬の 入れて遊んだり、動植たりする ・文字や数などに関心 楽しむ	ン合い、話合った 喜びを味わう の自然に興味を 動物の様子から かを持ち、生活や	らり、役割を分担 を持ち、それらをB 春の訪れに気付
重携活動等	4/〇 どうぞよろ ・顔合わせの会 ・いっしょに遊ぼう		5/〇 きれいこ ・たねをまこう		ンよう ・みず した どろ	) なつだ あそぼう ずであそぼう らぼん玉あそび ろんこあそび ろみずあぞび	9/0	9/〇 い なかよし ・むしをさ きれいに さりをしよう	がそう	・あきをさ 11/0 ・おもちゃ ・みんな	たのしいあき がそう つくろうあそ ゃをつくろう であそぼう エスティバル	たぼう	あそて	) むかしからつたわる びやうたをたのしもう ) なわとびであそぼう	2/〇 もう ・あたらしい しょうたい	日体験入学 ; <b>うすぐ2ねんせい</b> い1ねんせいを いしよう こんけんなど)
)〇小学校  年生)	けんを利用して遊びの面白で 学校の施設や通学路の様子、学校生遊びの面白で 議さに気付き		は自然と関いています。 自然と関いています。 気付き、みまする。 はいする。 う 付く	上関わり、それら こぶことを通して、 さや自然の不思 ・むしとなかよしになろう 身近な生き物を探したり飼った りして、生息環境や成長、変化			いった。こさは、かいをを作り		ぼうしよう		Eしよう 説り返り、 や自分に を考える。 そぼう くり 川田して遊ぶこと	<b>そとであ</b> った。 を通して、j	がそう うえんであそぼう	・あたらしい うたいしよう ・ありがとうれ しつ 1年間の生活 たことを振り の関わりを深 分自身の成計 の人への感謝	かをふり かえろう 1ねんせいをしょ わたしたちのきょ ちゃできるようになっ 返ったり、年長児と めたりする中で、自 長に気付き、周囲 射の気持ちと進級	
	と共に、植物に親しみ	をもち、適切な 	な世話をし、大切にす	「る。 	・たねとりをしよう			L	いできる。 マラソン大会	「・ー・ー・ー・	じらぐも 音読	 		」 」 _ 体育 なわとび	_ の期待をもつ r·········· _ 音楽_わらべうた	<u>·</u> —·—·¬
₹育者•教員	園からの要領の活用	引・入学児童の	保幼小道 (保幼小道) 入学児		ての情報交換	第1回保幼小連携活 (保育参観)	動研修会		幼小連携活動研 受業参観)	 F修会		第3回保幼小(実践交流会		団研修会園から	5小学校へ、入学	中児童の要録提出
N17 II 3222		保幼小連 年間計画	i携活動の打ち合わt iの作成	±	【随時】 連携活動の打	「ち合わせ・事後の振り返	り、教職員の交	流(授業参	観・公開保育な	ど)			保幼小	小連携活動の振り返り・まと	∠め・来年度に向Ⅰ	lt T
反省・評価 次年度にむけて																

# 記入例

# 保幼小連携活動年間計画「まいづるカリキュラム 015」

〇〇 園 〇〇小学校

#### 連携協力園・校で年間を通じて連携していくための計画様式



#### (2) 子どもの育ちをつなぐ~要録の活用~

保育所・幼稚園・認定こども園においては、要録を作成し、進学先の校長に送付する(資料 ④参照)とあります。一人一人の子どもの育ちを小学校へ切れ目なくつなぐためには、要録を 有効に活用することが必要です。

本カリキュラムでは、すべての乳幼児教育施設において小学校へ円滑に接続していくためにその様式、書き方、活用方法等について以下のように推進します。

#### 【要録とは】

子どもの学籍や、指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する 証明等に役立たせるための原簿となるもの。つまり、乳幼児教育で育まれた一人一人の子 どもの育ちのプロセスであり、その育ちを小学校以降へつなぐための資料でもある。

#### 【評価の基本的な考え方】

- 〇保育を振り返り、子どもの理解を深め、一人一人のよさや可能性などを把握し、保育に 活かす。
- 〇他の子どもと比較したり、一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではなく、園での生活を通して全体的、総合的に捉えた子どもの発達の姿を捉える。
- ○内容は、次年度または、小学校へ適切に引き継ぐ。
- 〇保存期間は、学籍等に関する記録は20年間、その他の記録は小学校卒業までとする。

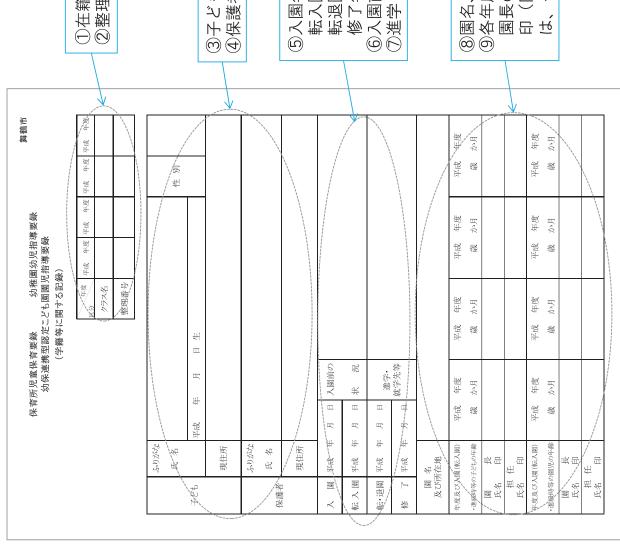
#### 【書き方の留意点】

- 〇肯定的な視点で捉え、子どものよさや伸びてきたところ、学びの過程等を具体的な子ど もの姿で伝える。
- 〇一人一人の発達に応じて「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を活用し、乳 幼児教育で育まれた資質・能力を捉え、育ちつつある姿をわかりやすく伝える。

#### 【活用方法】

- ○各乳幼児教育施設から要録を小学校へ送付する。
- 〇5歳児の卒園式(3月20日前後から)以降、4月第1週までの期間に、送付書と受領書を添えて渡す。(郵送可 特定記録郵便等を活用する)
- 〇小学校は、受領後、受領書を各乳幼児教育施設に渡し、要録の内容を必ず担任が確認するようにする。
- 〇必要に応じて校内で共有し、入学後も子どもが安心して学校生活が送れるよう支援する。

要録の書き方



①在籍年度、クラス名 ②整理番号がある園は記入

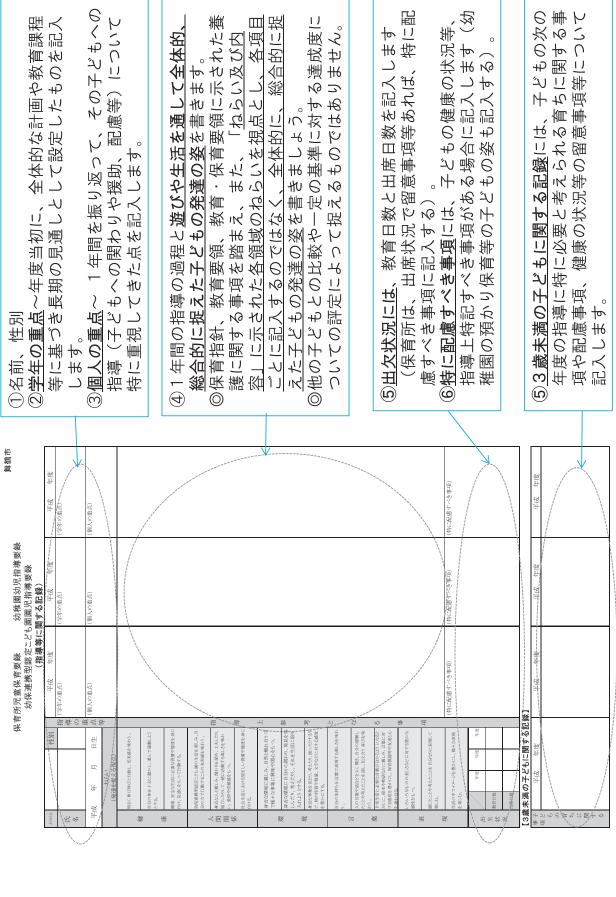
住所 性別、  $\Box$ 生年月E 現住所 ③子どもの氏名、 ④保護者の氏名、

(他園からの転入) (他園へ転園・退園) ⑤入園年月日 転入園年月日 転退園年月日 修了年月日

⑥入園前の状況:集団生活の経験等の有無 ⑦進学・就学先等の状況:転園先または小学校名

⑧園名、所在地 ⑨各年度の入園(転入園)進級時の子どもの年齢、 園長の氏名及び担任の氏名を記入し、それぞれ押 印(同一年度内に園長又は担任が代わった場合には、その都度後任者の氏名を併記)

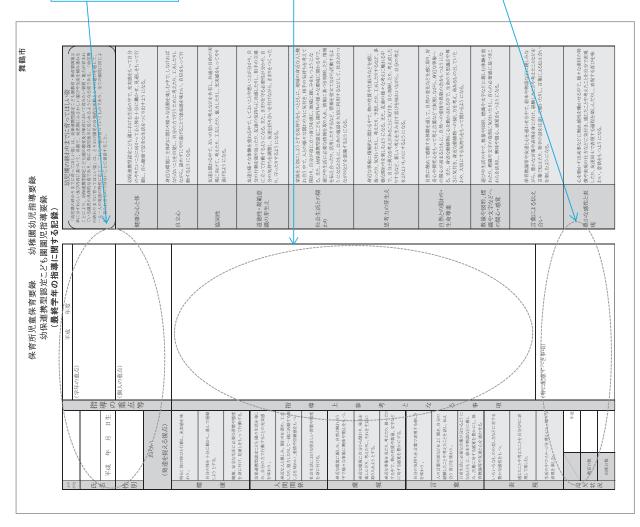
# 要録の書き方



IJ

して全体的、

# また 要録の書



- 教育課程に基づき長 て設定したものを記入します ~年度当初に の見通しとし ①名前、性別 ②**学年の重点**〜
- どもへ  $\bigcirc$ (子どもへの関わりや援助、配慮等) にに重視してきた点を記入します。 その子 ~ 1年間を振り返って、 ③個人の重点 の指導 いて特し
- 、保育指針、教育要 10 児童の指導に生かされるよう、保育指針、教育要領、教育・保育要領に示された「<u>幼児期の終わり</u> 子どもに育ま おけ、 徊 IJ لد 小学校等 、指導の課程 つある姿をわかりやすく記入します までに育ってほしい姿」を活用し、 ④最終年度の記入にあたっては れている資質・能力を捉え、
- ○「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は到達すべき目標ではなく、項目別に子どもの育ちつつある姿を記入するものでもなく、全体的、総合的に捉えて記入します。
- ⑤<u>出欠状況には、</u>教育日数と出席日数を記入します (保育所は、出席状況で留意する事項等があれば、 特に配慮すべき事項に記入する)。⑥特に配慮すべき事項に記入する)。指導上特記すべき事項がある場合に記入します。

#### (3) 支援の必要な子どもの育ちをつなぐ~個別の支援計画等の活用~

現在、保育所・幼稚園・認定こども園においては、支援の必要な子どもが安心して過ごせるよう、個別の支援計画等(個別の指導計画や教育支援計画と同様)を立て、個々の発達やニーズに合わせた支援を行っています。支援の必要な子どもを含め子ども同士が集団の中で一緒に過ごすことは、多様な人や価値観にふれる貴重な機会にもなります。それぞれの個性が尊重され、支援の必要な子どもだけでなく、どの子も集団の一人として必要な存在であることが認められるような集団をつくることも大切です。まさに、インクルーシブな教育(保育)を実践しています。

#### ◎インクルーシブ教育とは(障害者の権利に関する条約 第24条 教育)参照 資料⑤参照

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させること、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されることなく、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられる教育システムである。その際は、個人に必要な「合理的配慮」※が提供される。

#### ※合理的配慮とは、

一人一人の障がいや教育的・発達的ニーズに応じて、必要な変更や調整を行うことであり、個別の支援 計画等に明記するとされている。

また、保育所・幼稚園・認定こども園には、子どもの発達に関わる専門職(臨床心理士、作業療法士、保健師等)が巡回し、支援方法や支援員の配置について助言する「にじいろ個別支援システム」も実施しています。合わせて、保育者・教員等への研修も実施しており、支援スキルの充実を図りつつ、研修を通じて発達(特別)支援コーディネーター同士が顔の見える関係を築いていくことも大切にしています。

また、各園・校の発達(特別)支援コーディネーターを中心に、関係機関との連携や園内で支援方法等の共有を図ることも大切です。こうした乳幼児教育施設での子どもの育ちや個々に応じた支援方法を就学先へつなぐことは、さらに重要です。安心して学校生活が送れるよう、個別の支援計画等を引き継ぎ、切れ目のない支援を行う必要があります。

それと同時に、発達支援ファイル等も効果的に活用しながら、保護者と共に小学校へつないでいくことも大切です。

#### ※発達支援ファイルとは

子どものライフステージに応じた発達等の状況(子どもの成長過程、医療等、検査、健診、療育、保育、教育等)を保護者と関係機関が記録し、共有することで、さらに連携を深め、情報の面から子どもを支えていこうとするものである。合理的配慮が必要な場合、発達支援ファイルの情報が有効とされている。

#### 【個別の支援計画等の取り扱い】

- 〇保護者の了解を得て、個別支援計画等の写し(在園期間中のもの)を小学校へ送付する。
- 〇小学校では、個別の支援計画等の内容をもとに園での支援方法等を参考にしながら、 安心して学校生活が送れるように支援する。また、小学校の個別の指導計画等の作成 にも活かす。

P2 1 保幼小中接続カリキュラム策定の趣旨・概要(1)国の動向

#### 資料(1)

【保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領】より参照保育所・幼稚園・認定こども園においては、生きる力の基礎を育むため、保育指針、教育要領、教育・保育要領の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。

ア 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」

- イ 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする 「思考力、判断力、表現力等の基礎」
- ウ 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」 以上の資質・能力は、指針・要領に示す「ねらい及び内容」に基づく活動全体によって育むものである。

次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、保育指針、教育要領、教育・保育要領に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの就学前の具体的な姿であり、保育者が指導を行う際に考慮するものである。

#### (1) 健康な心と体

園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動 し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

#### (2) 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

#### (3) 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、 協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

#### (4) 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で,してよいことや悪いことが分かり,自分の行動を振り返ったり,友達の気持ちに共感したりし,相手の立場に立って行動するようになる。また,きまりを守る必要性が分かり,自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら,きまりをつくったり、守ったりするようになる。

#### (5) 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

#### (6) 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

#### (7) 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にする気持ちをもって関わるようになる。

#### (8) 数量や図形. 標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

#### (9) 言葉による伝え合い

保育者や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

#### (10) 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

P3 1 保幼小中接続カリキュラム策定の趣旨・概要 (1)国の動向 資料②

【小学校学習指導要領】(2020年4月施行)

第1章 総則 第2 教育課程の編成 4学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

(1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

P60 8 確かな連携のために

(1)保育所・幼稚園・認定こども園と小学校の連携活動の充実

資料③

【保育所保育指針】(2018年4月施行)

第2章 保育の内容 4 保育の実施に関して留意するべき事項

(2)小学校との連携

ア 保育所においては、保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。 イ 保育所保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、第1章の4の(2)に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めること。

#### 【幼稚園教育要領】(2018年4月施行)

第1章 総則 第3 教育課程の役割と編成等

- 5 小学校教育との接続に当たっての留意事項
- (1) 幼稚園においては,幼稚園教育が,小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し, 幼児期にふさわしい生活を通して, 創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとす る。
- (2) 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

第1章 総則 第6 幼稚園運営上の留意点

3 地域や幼稚園の実態等により、幼稚園間に加え、保育所、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るものとする。特に、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続のため、幼稚園の幼児と小学校の児童との交流の機会を積極的に設けるようにするものとする。また、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めるものとする。

【幼保連携型認定こども園教育・保育要領】(2019年4月施行)

第1章 総則 第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等

- 1 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成等
- (5)小学校教育との接続に当たっての留意事項

ア 幼保連携型認定こども園においては、その教育及び保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。

イ 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼保連携型認定こども園における教育及び保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

- 2 指導計画の作成と園児理解に基づいた評価
- (3)指導計画の作成上の留意事項

サ 地域や幼保連携型認定こども園の実態等により、幼保連携型認定こども園間に加え、<u>幼稚園、保育所</u> 等の保育施設、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るものとする。 特に、小学校教育との円滑な接続のため、幼保連携型認定こども園の園児と小学校の児童との交流の機 会を積極的に設けるようにするものとする。また、障害のある園児児童生徒との交流及び共同学習の機会 を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めるものとする。

#### 【小学校学習指導要領】(2020年4月施行)

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項 2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携 イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交 流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協 働して生活していく態度を育むようにすること。

P63 8 確かな連携のために (2)子どもの育ちをつなぐ〜要録の活用〜 資料④

【保育所保育指針】(2018年4月施行)

第2章 保育の内容 4 保育の実施に関して留意するべき事項

(2)小学校との連携

ウ 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。

#### 【学校教育法施行規則】より

第二十四条 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録(学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

※指導要録の作成、送付及び保存については、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第24条 及び第28条の規定によること。なお、同施行規則第24条第2項により小学校等の進学先に指導要録の抄本 又は写しを送付しなければならないことに留意すること。

※園児指導要録の作成、送付及び保存については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「認定こども園法施行規則」という。)第30条並びに認定こども園法施行規則第26条の規定により準用する学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第28条1項及び第2項前段の規定によること。なお、認定こども園法施行規則第30条2項により小学校等の進学先に園児指導要録の抄本又は写しを送付しなければならないことに留意すること。

【幼稚園教育要領】(2018年4月施行)

第1章 総則 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

4 幼児理解に基づいた評価の実施

幼児一人一人の発達の理解に基づいた評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め,幼児一人一人のよさや可能性などを把握し,指導の改善に生かすようにすること。その際,他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。
- (2) 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすること。

【幼保連携型認定こども園教育・保育要領】(2019年4月施行)

第1章 総則 第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等

- 2 指導計画の作成と園児理解に基づいた評価
- (4) 園児理解に基づいた評価の実施

園児一人一人の発達の理解に基づいた評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導の過程を振り返りながら園児の理解を進め、園児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の 改善に生かすようにすること。その際、他の園児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定 によって捉えるものではないことに留意すること。

イ 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすること。

P67 8 確かな連携のために (3)支援の必要な子どもの育ちをつなぐ 資料⑤

【障害者の権利に関する条約】(2012年 批准)

#### 第24条 教育

1締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。

- (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
- (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
- (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
- (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
- (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
- (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
- (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
- (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること

#### 第2条 定義

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

【障害者を理由とする差別の解消の推進に関する法律】(2016年4月施行)

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置より行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

様式				杂	保幼小連携活動年間計画「まいづるカリキュラム 015」	動年間計画	「まいづる力	リキュラム(	015」		00	服
連携協力園を	連携協力圏・校で年間を通じて連携していくための計画様式	1携していくための	)計画様式								00/18:	校
	4	5	9	7	8	6	10	11	12	-	2	3
(5 發河)												
連携活動など												
〇〇小学校 (1年生)												
保育者・教員												
反告・評価 次年度にむけて												

# 要録 様式

舞鶴市

#### 保育所児童保育要録 幼稚園幼児指導要録 幼保連携型認定こども園園児指導要録 (学籍等に関する記録)

年度 区分	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度
クラス名								
整理番号								

	ふりがな								
	氏 名							性別	
子ども		TT 44	<b>左</b> 『	п.И.					
100		平成	年 月	日生					
	現住所								
	が圧川								
	ふりがな								
	氏 名								
保護者	-V 1								
	現住所								
	96112/71								
入 園	平成年	 : 月	日入園前の						
/ [215]	1 790								
転入園	平成年	月	日 状 況						
転·退園	平成 年	月	F						
			進学・ 就学先等						
修了	平成 年	月	F No. 1						
袁	名		•	-					
及び原	所在地								
年度及び入	園(転入園)	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度
	園児の年齢	歳		歳	か月	歳	か月	歳	か月
L	長			"474					
氏名	印								
担 氏名	任印								
	園(転入園)	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度
	子どもの年齢	歳		歳	か月	歳	か月	歳	か月
		////	. ~ /4	///	· / / /	///	.~ >4	///	.4 /4
氏名	印								
担 氏名	任 印								
11/1	Hı			1		1			

舞鶴市

#### 保育所児童保育要録 幼稚園幼児指導要録 幼保連携型認定こども園園児指導要録 (**指導等に関する記録**)

ふりがな		性別		平成 年度	平成	年度	平成 年度
氏名			指導の	(学年の重点)	(学年の重点)		(学年の重点)
平成	え 年 月 ねらい	日生	重点等	(個人の重点)	(個人の重点)		(個人の重点)
	(発達を捉える視点 明るく伸び伸びと行動し、充実感						
健	自分の体を十分に動かし、進んうとする。						
康	健康、安全な生活に必要な習慣 身に付け、見通しをもって行動す	や態度を					
	幼保連携型認定こども園の生活 自分の力で行動することの充実! う。	を楽しみ、 感を味わ					
人間関係	身近な人と親しみ、関わりを深め り、協力したりして一緒に活動す 味わい、愛情や信頼感をもつ。	、工夫した る楽しさを	指				
	社会生活における望ましい習慣 身に付ける。 身近な環境に親しみ、自然		導 上				
環	う中で様々な事象に興味や つ。 身近な環境に自分から関わ	関心をも	参				
境	を楽しんだり、考えたりし、そ 活に取り入れようとする。 身近な事象を見たり、考えたり、 る中で、物の性質や数量、文字が		考				
	る感覚を豊かにする。 自分の気持ちを言葉で表現する わう。	楽しさを味	とな				
言	人の言葉や話などをよく聞き、自 したことや考えたことを話し、伝え を味わう。	分の経験 -合う喜び	る				
葉	日常生活に必要な言葉が分かる とともに、絵本や物語などに親し 対する感覚を豊かにし、保育教記 達と心を通わせる。	み、言葉に	事				
表	いろいろなものの美しさなどに対 な感性をもつ。		項				
現	感じたことや考えたことを自分な で楽しむ。 生活の中でイメージを豊かにし、			(特に配慮すべき事項)	(特に配慮すべき	事項)	(特に配慮すべき事項)
<u></u>	現を楽しむ。 年度 年度	年度					
欠狀况	数音日数						
3歳	未満の子どもに関	目する	記載	录】			
丰子		·度	لاز ن پر	平成年度	平成	年度	平成 年度
どもの育ち	. 79%			1.025	1 79/4		1770
に関する							

舞鶴市

#### 保育所児童保育要録 幼稚園幼児指導要録 幼保連携型認定こども園園児指導要録 (最終学年の指導に関する記録)

			(		
がない		指	平成 年度 (学年の重点)	「幼児期の終わ 育要領第2章に びや生活を積み いて育みたい資	カ児期の終わりまでに育ってほしい姿 りまでに育ってほしい姿」は、幼保連腕23歳だこども園教育・保 示すねらい及び内容に基づい、各圏で、効児側にふさわしい遊 重ねることにより、幼保連際23歳ごとも間の教育及び保育にお 質・能力が育まれている園児の具体的な姿であり、特に5歳児後 うになる姿である。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、
名	平成 年 月 日生	導の重	(個人の重点)	とりわけ園児の	自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特性に応 姿が育っていくものであり、全ての園児に同じように見られるも
性別	ねらい	重点等	(間人の単点)	健康な心と体	幼保連携型認定こども園における生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようにる。
	(発達を捉える視点)				身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、した ければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり
	明るく伸び伸びと行動し、充実感を 味わう。			自立心	工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味むい、自信をもって行動するようになる。
	自分の体を十分に動かし、進んで運 動しようとする。			協同性	友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の 目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、チ 実感をもってやり遂げるようになる。
	健康、安全な生活に必要な習慣や 態度を身に付け、見通しをもって行 動する。				
	幼保連携型認定こども圏の生活を 楽しみ、自分の力で行動することの 充実感を味わう。			道徳性・規範 意識の芽生え	友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことがうかり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共態したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合い。付けながら、きまりをつくったり、守ったウナるようになる。
間関	身近な人と親しみ、関わりを深め、 工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼 感をもつ。	指			家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近 人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手のタ
	社会生活における望ましい習慣や 態度を身に付ける。	導		社会生活との関わり	持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に募 しみをもつようになる。また、幼保速療型認定こども関内外の 様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用した するなど、情報を役立てなが活動するようになるとともな
	身近な環境に親しみ、自然と触れ合 う中で様々な事象に興味や関心をも つ。	上			共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどで 意識するようになる。
	身近な環境に自分から関わり、発見 を楽しんだり、考えたりし、それを生 活に取り入れようとする。	参考		H*L0#4	身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなど 感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫した するなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様
	身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。	ヤと		思考力の芽生え	な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、 自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出 喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするように る。
	自分の気持ちを言葉で表現する楽 しさを味わう。	な			自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ
葉	人の言葉や話などをよく聞き、自分 の経験したことや考えたことを話し、 伝え合う喜びを味わう。 日常生活に必要な言葉が分かるよう	る		自然との関わ り・生命尊重	取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら 身近本事象への関心が高まるともに、自然への愛情や妈の の念をもつようになる。また、身近と動植物に心を動かされる 中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物へのと し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にする気持ちを
	日本工品にむるな音楽が力があるようになるとともに、絵本や物語などに 関しみ、言葉に対する感覚を豊かに し、保育教諭等や友達と心を通わせ る。	事		数量や図形、	もって関わるようになる。 遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに視しむ
	いろいろなものの美しさなどに対す る豊かな感性をもつ。	項		標識や文字な	験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必 感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようにな る。
	感じたことや考えたことを自分なりに 表現して楽しむ。			言葉による伝	保育教諭等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや
	生活の中でイメージを豊かにし、 様々な表現を楽しむ。		(特に配慮すべき事項)	え合い	しかよから、恋かよ自衆でながをすに行り、静寒レルニンへ えたことなどを音楽で伝えたり、相手の話を注意して聞いたり し、言業による伝え合いを楽しむようになる。
出欠点	年度教育日数			豊かな感性と	心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な 材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたこ
状況	出席日数			表現	を自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだり し、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

# 保幼小中接続カリキュラム策定会議 委員名簿

	所属	役職等			氏	名
学識経験者	兵庫教育大学大学院	教授	溝	邊	和 成	(会長)
私立保育所	永福保育園	園長	森		宏昭	
私立保育所	岡田保育園	園長	北。	]]]	三和子	
私立保育所	東山保育園	主任	堀	江	智 美	
私立保育所	昭光保育園	保育士	山.	下	里英	(平成30年度)
私立保育所	さくら保育園	保育士	山:	本	倫 子	(平成28、29年度)
私立幼稚園	朝来幼稚園	園長	畠	中	好 野	
私立幼稚園	三鶴幼稚園	園長	岩	江	吾 郎	
私立幼稚園	池内幼稚園	幼稚園教諭	間屋		知子	(平成29、30年度)
私立幼稚園	シオン幼稚園	幼稚園教諭	四:	方	真也子	(平成30年度)
私立幼稚園	倉梯幼稚園	幼稚園教諭	廣	谷	奈 美	(平成29年度)
私立幼稚園	橘幼稚園	幼稚園教諭	松 :	本	多恵子	(平成28年度)
私立幼稚園	ひばり幼稚園	幼稚園教諭	佐	藤	みのり	(平成28年度)
公立保育所	中保育所	所長	緒	方	睦子	
公立保育所	西乳児保育所 (中保育所)	保育士	藤	村	万紀	
公立幼稚園	舞鶴幼稚園	園長	椋:	本	有加里	
小学校	三笠小学校	校長	小,	島	みどり	(平成30年度)
小学校	朝来小学校	校長	寺	澤	直子	(平成29年度)
小学校	由良川小学校	校長	岡 :	本	明生	(平成28年度)
小学校	中筋小学校	主幹教諭	岡 :	本	恵理子	(平成30年度)
小学校	倉梯小学校 (高野小学校)	教諭	井ノ		美津子	(平成28、29年度)
小学校	倉梯小学校	教諭	池	田	千 尋	(平成29、30年度)
小学校	吉原小学校	教諭	高	峰	真 実	(平成28年度)
中学校	城南中学校	校長	堺 :	谷	正人	(平成29、30年度)
中学校	城南中学校	教諭	土 :	井	将人	(平成30年度)
中学校	城南中学校	教諭	衣 .	]]]	昌宏	(平成29年度)

#### 保幼小中接続カリキュラム策定の経過

平成28年度 10月 保幼小接続カリキュラム策定会議 設置

〃 第1回策定会議 現状・課題について意見交換

12月 第2回策定会議 接続カリキュラムのイメージについて共有

2月 第3回策定会議 文部科学省視学官講演

平成29年度 5月 第1回策定会議 接続カリキュラムのイメージについて共有・

(事例収集) 意見交換

7月 第2回策定会議 0~5歳まで子どもの姿の事例を検討

(事例収集)

10月 第3回策定会議 連携活動の事例を検討

(事例収集)

1月 第4回策定会議 小・中学校の事例を検討

平成30年度 6月 第1回策定会議 事例検討、事例に関連するねらい、内容等に

(事例収集) ついて検討

7月 第2回策定会議 事例検討、事例に関連するねらい、内容等に

(事例収集) ついて検討

「様々な連携」(保育、指導要録、発達支援:

個別支援計画の取り扱い等) 現状、課題に

ついて意見交換

10月 第3回策定会議 事例検討、事例に関連するねらい、内容等に

ついて検討

カリキュラム (案) 提案を検討

12月 第4回策定会議 事例検討

カリキュラム (案) について意見交換

2月 保幼小中連携研修会「まいづるカリキュラム015の意義とこれから|

について講義

#### 【事例協力園・校】

岡田保育園 さくら保育園 東山保育園 八雲保育園 中保育所 西乳児保育所

池内幼稚園 朝来幼稚園 倉梯幼稚園 三鶴幼稚園 舞鶴幼稚園

朝来小学校 池内小学校 岡田小学校 倉梯小学校 新舞鶴小学校 中舞鶴小学校

三笠小学校 明倫小学校 由良川小学校

若浦中学校 (※50音順)

#### 【参考文献 等】

厚生労働省(2018)『保育所保育指針解説』フレーベル館

文部科学省(2018)『幼稚園教育要領解説』フレーベル館

内閣府(2018)『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説』フレーベル館

無藤隆・汐見稔幸・砂上史子 (2017) 『ここがポイント3法令ガイドブック』 フレーベル館 宮里明美 編著 (2018) 『保育がグングンおもしろくなる記録・要録書き方ガイド』 メイト 平成 29 年度 幼児教育指導者養成研修 資料

福井県幼児教育支援センター『学びをつなぐ希望のバトンカリキュラム〜学びに向かう力をはぐくむ〜』

# 保幼小中接続カリキュラム策定会議 事務局

舞鶴市 健康・子ども部 幼稚園・保育所課

舞鶴市 教育委員会 学校教育課

教育企画課